

答 申 第 5 2 号
令和 4 年 9 月 2 1 日

高崎市長 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市個人情報保護条例第 3 0 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 1 1 月 1 7 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 2 3 1 号

令和 3 年 7 月 2 0 日付「個人情報部分開示決定」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第231号

答申番号：答申第52号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年7月14日付で行った個人情報部分開示決定（第98-1号）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要と経緯

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市個人情報保護条例（平成3年高崎市条例第6号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、令和3年7月5日付けで「扶養照会を「●●●」宛に送付したが、返戻になった事が分かった書類一式」という内容の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、令和3年7月14日に、本件請求について、請求人以外の記載が個人情報（以下「本件情報」という。）にあたり、条例第14条第1号に該当するとして、個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し令和3年7月20日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和3年8月20日付けで弁明書を請求人に送付した。

その後、請求人からの反論書等の提出はなく、実施機関は、条例第30条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、令和3年11月17日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

第3 争点

本件情報を非開示とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書において、おおむね次のように主張している。

(1) 本件処分は、実施機関が条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、審査

請求人が、戸籍法第10条第1項の規定により、直系尊属に於いて知ることが出来る情報であって、これは条例第14条第1号ただし書きアの規定に該当することから、開示範囲の拡充を求めるものである。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書及び令和4年2月10日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 請求人が、本件請求により求められている情報は、「生活保護法第29条に基づく請求人の親族に対する扶養能力調査の実施内容が分かる情報」であり、「平成30年8月2日から平成30年8月10日までのケース記録」に請求内容に合致する情報が記載されていることから開示を行った。
- (2) 生活保護事務における個人情報の取扱いについては、「平成17年3月31日付 各都道府県、各指定都市、各中核市民主主管部（局）生活保護担当課生活保護担当係長あて 厚生労働省社会・援護局保護課企画法令係長通知」によって各地方公共団体の個人情報保護条例に基づくと記載されている。
- (3) よって、生活保護事務におけるケース記録等の個人情報については、請求人が主張する戸籍法第10条第1項の規定により知るものではなく、「生活保護法」若しくは「高崎市個人情報保護条例」の規定により知り得るものである。ここで請求人の求める情報は、条例第14条第1号「開示請求者以外の個人に関する情報」、「開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

第5 審査会の判断

1 争点

本件情報について、条例第14条第1号の規定により一部非開示とした実施機関の決定は妥当であるか。

(1) 生活保護事務及びケース記録について

ア 生活保護は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という）第1条に明記されているように、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行われるものである。

イ ケース記録は、生活保護を実施するうえで必要な事項について、本人からの聞き取り及び調査に基づき記録した書類であり、申請理由、生活及び資産状況、面接及び訪問記録、関係機関への調査・回答のほか、担当ケースワーカーの所見、処遇、指導方針等といった事項が記録されている。

(2) 条例第14条第1号の該当性について

ア 条例第14条では、実施機関に個人情報の開示義務を課し、不開示とすることができる場合を限定列挙している。そして同条第1号は、開示請求者以外の個人情報に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの若しくは特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるときは不開示にすることができる」と規定している。

また、実施機関の主張するとおり、生活保護事務に関する情報は条例に基づいて開示等の判断を行うものであり、請求人が求める情報は条例第14条第1項「開示請求者以外の個人に関する情報」と、「開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

イ 一方で、請求人は、本来、ケース記録票における不開示部分については、請求人が戸籍法第10条第1項において知ることができる情報であり、条例第14条第1号アに該当することから開示が可能であるため、開示範囲の拡充をすべきと主張する。

しかしながら、請求人が本件請求する生活保護法第29条に基づく扶養能力調査による親族の個人情報については、戸籍法第10条第1項の規定により知り得るものではなく、生活保護法若しくは個人情報保護条例の規定に基づくものであり、条例第14条第1項アには該当しない。

(3) したがって、ケース記録票における不開示部分については、請求人以外の第三者の個人情報が含まれており、ケース記録における個人情報の性質上、開示することで個人の権利利益を損なうおそれがあると判断されたため、条例第14条第1項に該当するものと認められる。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人の実施機関に対するその他の主張は、本答申の判断を左右するものではない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

| 年 月 日 | 審 理 経 過 等 |
|------------|-----------|
| 令和3年11月17日 | 諮問 |
| 令和4年2月10日 | 調査、審議 |
| 令和4年6月2日 | 答申調整 |
| 令和4年9月21日 | 答申 |

高崎市情報公開審査会委員

| | |
|-----|-------|
| 会 長 | 阿部 圭司 |
| 副会長 | 田島 義康 |
| 委 員 | 有賀 長規 |
| 委 員 | 越澤 恭行 |
| 委 員 | 本島久仁倫 |